

民事裁判権と民事裁判方式の改革

潘, 劍鋒
北京大学法学院副教授

徐, 治文
九州大学大学院法学研究科副教授

<https://doi.org/10.15017/2215>

出版情報 : 法政研究. 67 (3), pp.95-104, 2001-01-31. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

民事裁判権と民事裁判方式の改革

潘

劍鋒

徐治文 訳

はじめに

中国では、一九八〇年代末から始まった民事裁判方式に関連する諸制度の改革は、基本的に当事者の証拠提出を強調することから、法廷における審理方式の改革、そして民事裁判方式の改革を行うという道筋に沿って展開されてきた。^① それとともに、民事裁判方式の改革をきっかけに、全面的な司法制度の改革が行われてきた。いかに民事裁判方式の改革を行うべきかを研究し、議論する過程で学界は、民事裁判方式の手続き様式と法廷審理制度について、主として議論を行ってきた。^② しかし、民事裁判方式改革のもう一つの重要内容、つまり民事裁判権の問題の重要性については関心が不足しており、特にこの問題に対しては、深く具体的な検討を行っていないのである。

ところで、民事裁判権の問題は、民事裁判における最も核心問題の一つだといえるだろう。民事裁判は、当事者の訴訟活動と人民法院の裁判活動によって推進され、人民法院の裁判活動は、裁判権に基づいて行われる。つまり、人民法院がどのように裁判活動を行うべきかというのは、その有する裁判権に基づいており、民事裁判方式は、民事裁判権の

民事裁判過程における表現形式に過ぎないのである。民事裁判方式の確定は、民事裁判権の性格及び特徴に依存し、正確に民事裁判権の性質と特徴を認識することは、民事裁判方式を確定する基礎である。

したがって、民事裁判権の問題についての議論と研究は、民事裁判方式の改革方向を明らかにし、民事裁判方式の改革を促進するために重要な意義がある。また、実務の面においても、中国では民事裁判方式の改革は、数年にわたって行われているが、最近の二年間の進展は緩やかであり、その原因の一つは、民事裁判方式改革の方向性が余り明確でないところにある。⁽³⁾ その中で、各地の人民法院による民事裁判方式の改革を妨げる具体的問題の一つは、人民法院がいかに民事裁判権を行使すべきかということである。この問題も、同様に民事裁判権の性質及び特徴に対する認識に絡んでいる。そのゆえに民事裁判権問題についての議論と研究は、裁判方式改革の方向を明らかにし、効果的に裁判方式の改革を促進するのに意義があるだろう。

一 民事裁判権の性質と民事裁判方式の改革方向

民事裁判権とは、人民法院が民事事件について審理し、審理を通じて事件に対して判決を下す権力である。⁽⁴⁾ それは、国家司法権の構成要素であり、国家の基本的権力の一部分に属している。形式からいえばこの権力は、憲法と法律に由来し、国家が国民を管理し、社会をコントロールする権力の一種である。近代民主国家においては、国民主権の原則に基づいているので国家権力は、国民より生じる。つまり、いかなる国家権力は、すべて国民の権利から由来する。国家権力の目的は、国民の権利への奉仕にあり、権力は権利を実現する手段である。⁽⁵⁾ 国家の基本的権力の一部分としての民事裁判権もその例外ではないのである。実質的意味からいえば、民事裁判権は、当事者の訴権に奉仕する権力の一種であり、当事者の訴訟権利と実体法上の権利の実現を保障するための手段である。

伝統的に人々は、比較的形式上の裁判権を重要視し、実質的意味の裁判権を重要視してこなかった。そのゆえに人々の認識上及び立法上においては人民法院が裁判権の行使を行う際の管理権能が、より大事にされ、裁判権の当事者に対する奉仕権能は、軽視された。民事裁判方式改革の実践の中ではいかに人民法院の裁判活動の手続きと方式を改善するかという問題により大いなる注意が向けられ、裁判権の行使がいかに効果的に当事者の合法的権益を保護すべきかについては余り検討されていないのである。民事裁判方式改革の議論において裁判権の行使に対する人民法院の職責履行についての意義は、より強調されているが、裁判権の正当な行使が当事者の訴訟法上の権利及び実体法上の権利の保障に対してどのような積極的影響を与えるかに関しては、余り議論されていないのである。

以上のような状況から見れば、われわれが民事裁判方式の改革を検討する際に、理論的には民事裁判権の実質的意味についていまだに十分に認識していないことは明らかであり、これは、必然的に民事裁判方式改革の方向の正確な確定を行う際に影響を及ぼし、民事裁判方式改革の更なる深化を妨げるだろう。

我々は、民事裁判方式改革の方向を確定するには、民事裁判権が当事者の訴訟法上の権利及び実体法上の権利を保障する手段であることを強調するものであると考えている。民事裁判方式改革の過程の中で、裁判活動方式の変革に関しても、裁判手続制度に関しても、すべて裁判権が当事者の訴権に奉仕することを基礎とすべきであり、もし逆であれば、それは本末転倒であろう。そのゆえに我々の結論は以下のようなものである。すなわち、民事裁判方式改革は民事裁判制度がより実効的に当事者の訴訟法上の権利及び実体法上の権利の実現を保障できる方向に進めるべきだろう。この点について日本の司法界により提出された日本司法制度改革の目標、つまり、国民が利用しやすい実効的な司法制度を目指すという視点は、我々が一層明確に民事裁判方式改革の方向を認識することにとって非常に参考すべきものである。⁶⁾

二 民事裁判権の特徴と民事裁判方式改革の具体的措置の確定

民事裁判方式改革の目標の一つは民事裁判手続きと制度の変革を通じて民事裁判権がより効果的に当事者の訴権の実現を保障させるところにある。以上のような考え方に基づいて、我々は、民事裁判権の基本的特徴に照らして民事裁判方式改革の具体的措置について以下のような検討を行う。

人民法院が独立に民事裁判権を行使することは、民事裁判権の第一の基本的特徴である。我々は、民事裁判方式改革を行う際に、さらに民事裁判権の独立性を強調すべきである。我が国の実際状況についていえば、民事裁判は、主に地方行政による干渉から抜け出すべきであろう。司法実践の中で存在する地方保護主義の発生は、地方の経済的利益に由来するが、その実現は、地方行政の力に依存する。地方行政が民事裁判を干渉し、それを左右することは、体制上から言えば、人民法院の人事、財政制度が極端な場合には地方行政によりコントロールされることを意味するからである。

民事裁判権の当事者双方に対する作用の中立性は、民事裁判権の第二の基本的特徴である。民事裁判権の中立性は、人民法院が民事裁判の過程の中で両当事者から超越超然としていなければならないと要求している。伝統的に人民法院は、民事裁判を行う際に超職権主義を採用していた。⁽⁷⁾事件の事実関係の証明に対して、人民法院は、かなり多くの介入を行っていたのである。これは人民法院の業務の量を増大させる一方、他方では人々に人民法院の民事裁判が偏向性をもつという印象を与えた。何故ならば、人民法院が積極的に証拠を集めることは、客観的に一方の当事者に利し、他方の当事者を不利にするからである。これまでに行われた民事裁判方式改革の過程の中で全国各地の多くの人民法院はこの問題について改善の努力をし、幾つかの具体的措置を取ってきた。例えば、当事者の証拠提出を強化し、尋問方式に関する伝統的法庭審理方式を当事者主導のものに変える等である。しかし、それらの改革措置は相当な抵抗に遭遇している。⁽⁸⁾その原因は、主に当事者と裁判官の能力が、改革措置に適應できないところにある。そのために、民事裁判方式

を改革し、実践する中で逆流現象が発生した。つまり、裁判方式が従来の裁判制度の軌道に戻ってきたのである。逆流現象の出現は、我々に以下のような二つの課題を与えた。一つは人民法院が採用していた改革措置は、あらゆる民事裁判方式改革の方向性に適合するかどうかというものであり、もう一つはもしそれらの改革措置が改革の方向性に適合するものだとすれば、現実社会においてそれに適応できないところがあれば、われわれはどうすべきかということである。第一の問題に対する答えは間違い無く肯定的なものである。しかし、第二の問題に対する答えは、二つの結果に対する選択に関係する。一つの選択肢は社会発展の過程を速めるために社会の各方面が社会発展の先進的制度に適合するように要求することである。当然、それは社会のあるグループに対して損害を与えるかもしれないと考えられる。もう一つの選択肢は、社会のある部分の現実に対応するために社会発展を促進する先進的制度を放棄することである。我々は断固として第一の選択肢を取るべきであろう。何故ならば第二の選択肢は、先進的思想を立ち遅れの観念に屈従させ、先進的制度を進取の精神を持たない制度の適用者に屈従させるものであり、社会的後退、あるいは停滞を導くからである。それに対して第一の選択肢は、社会の発展と進歩に非常に有利である。

民事裁判権行使の統一性は、民事裁判権の第三の基本的特徴である。統一性とは以下の二つの意味を含める。一つは、民事裁判権は人民法院により統一的に行使されることであり、もう一つは、民事裁判権の行使が統一的基準に基づいて行われることである。つまり、中国における各級、各地の人民法院は同じ法律に基づいて民事裁判権を行使することである。長年にわたって中国では、行政指導者の言葉で法律にとって変わる、或いは行政指導者の言葉で法に圧力をかけるといふ現象が存在した。これは、主に地方行政機関の民事裁判に対する干渉に由来し、地方保護主義の具体的体现である。このような現象を根絶するためには、理論的に各政党、各級幹部が憲法と法律を尊重しなければならないと強調することに加え、制度上、相対的に独立な人民法院組織を構築しなければならないと考える。民事裁判方式の改革に対して民事裁判権の統一性から提出された具体的でなおかつ実際的な問題は、民事裁判方式改革における「実験地」、つ

まり、モデルケース作りの問題である。民事裁判方式改革におけるモデルケース作りの問題とは、省、直轄市の高級人民法院、或いは省轄市の中級人民法院は、幾つかの改革プランを制定し、もしくは関連の人民法院は幾つかの改革プランを確定したのち、一つ、或いは数カ所の人民法院を選定してそれらの方案に基づいて民事裁判を行い、一定の期間を経過した後、もしそれらのプランが実務の中で実行可能だと考えられるならば、全省、あるいは全市の各人民法院において推し進められ、逆であれば推し進められないのである。モデルケースのやり方はその結果、モデルケースの期間中でモデルケースを実施する人民法院とそうでない人民法院が民事事件を審理する際に準拠となる民事裁判制度と手続きは異なり、これにより同様、或いは類似の事件に関してモデルケースを実施する人民法院とそうでない人民法院の判決の結果は、異なるのである。このような不公平な現象の出現は、間違い無くモデルケース作りのやり方が民事裁判権の統一性を破壊した結果であり、それと同時に大きく人民法院司法権の権威性と法執行の厳肅性に影響を与えたのである。我々は全国範囲内で統一的にある制度、或いはある工作方式を試験し、統一的民事裁判権を切り崩してはならないだろう。

民事裁判権発動の受動性は、民事裁判権の第四の基本的特徴である。従来、人民法院が当事者の民事紛争を解決するために能動的に奉仕するというやり方は、民事裁判権の受動性の特徴に合致せず、今後の裁判実務の中で断固として根絶すべきであろう。民事裁判権発動の受動性の特徴に基づいて、現行民事訴訟中の再審手続き発動の問題は、考慮すべきものである。現在では民事訴訟法の規定によれば、我が国における民事訴訟の再審手続きの発動は、当事者の再審申し立て、あるいは人民檢察院の再審申立てに基づいてできれば、関連の人民法院が能動的に提出することに基づいてもできるのである。ここでは人民法院が能動的に再審を提出することにより再審手続きが発動される問題について検討する必要があるだろう。何故ならばそれは、形式的意味にも実質的意味にも民事裁判権発動の受動性という民事裁判権の特徴を抹殺し、不当に民事裁判権を行使するのに属するからである。したがって筆者は以下のような提案をする。すな

わち、民事裁判方式改革の過程の中で人民法院の提出で民事裁判の再審手続きが発動できる制度に対する改正を考慮すべきであり、改革プランを確定した後、適切な時期に立法機関に対してこの制度を廃止すべき意見を提出する。

民事裁判権行使の手続き性は、民事裁判権の第五の基本的特徴である。民事裁判方式改革の目標の一つは、民事裁判の効率を高める事である。したがって我々はいかに民事裁判の効率を高めるかを検討する際に民事裁判権行使の手続き性という特徴について考慮すべきであり、改革の過程の中で以下のようなことに注意しなければならない。つまり、効率を高めるといふ名目で任意的に手続きを短縮し、或いは正当な手続きを非正当な手続きとしてはならない。たとえば、簡易手続きを適用して審理する事件に関しては関連の手続きを短縮することは当事者の訴訟権利が有効に行使できるといふ保障の上で打ち建てるべきであり、当事者の訴訟法上の権利に対する保護を考慮にせず、効率を高める名目で任意的に事件審理の手続きを短縮してはならないだろう。例えば、人民法院が事件に対して即時に審理できるという名義で被告に弁論及び代理人への委任の準備時間を与えないのは、事実上、当事者の合法的權益に大きな損害を与えた。この点について最近、最高人民法院が提出した「科学的事件審理プロセス管理制度を構築する」⁽⁹⁾構想と北京市海淀区人民法院が民事裁判方式改革の中で試みた普通手続きと簡易手続きとの分離というやり方は、よい構想と有益な試みであろう。⁽¹⁰⁾

民事裁判権の強制力は、民事裁判権の第六の基本的特徴である。民事裁判権の強制力を強調することは現行の裁判制度を改革すべきかどうか、また、改革の中でこれまでに採用した幾つかの改革措置が民事裁判原理に合致するかを認識する事にとって十分に有益なものである。現行の民事裁判制度の中で、人民法院の調停制度は、立法上で重要な位置を占め、裁判実務において重要な役割を果たしている裁判制度である。民事裁判方式改革の議論の中で民事訴訟法におけるこの調停制度を改正、ひいては廃止すべきかに関して、学者達は多くの見解を発表し、最近この制度の廃止を提案する学説が、注目されている。⁽¹¹⁾これらの学者達は主に裁判方式及び裁判の正当性原理からこの問題について検討したのであり、その学説もとても説得力のあるものである。筆者も彼らの観点に賛同し、さらに一方進んで以下のように考え

る。つまり、人民法院の調停と人民法院による民事裁判権の行使とは、民事裁判権行使の強制力という特徴から見ると両者は相容れないものである。当事者の自由意思を前提条件としてはじめて行われる人民法院の調停活動は、民事裁判過程の中で人民法院が民事裁判権を行使する形で完成する必要があるため、明らかに矛盾であろう。¹² 法廷の外で成立した「経済紛争調停センター」により受理された事件は、民事訴訟手続きに基づいて審理されるのではなく、厳格的に言えば、民事裁判活動に属すべきではないのである。しかし、実務上、当該機構が人民法院より設立されるため、その職員の大半も人民法院の裁判官であり、解決するのも当事者の民事紛争と経済紛争である。そのゆえに「経済紛争調停センター」で展開された活動は人民法院の裁判活動と見なされ、その活動の「実績」も人民法院が民事裁判方式改革の成果として見なされている。¹³ 実際に経済紛争調停センターの取得した業績は、民事裁判権の強制性に依存して、非裁判の形式に裁判の実質を持たせたのである。しかし、その民事裁判の厳肅性に対する破壊力は、いうまでも無くその短命な歴史も、人々に、裁判の法則に合わない制度は生命力のないものだ」と提示している。

民事裁判権の対象は、民事事件である。これは、民事裁判権の第七の特徴である。ここでは民事裁判方式の改革は民事訴訟の第二審手続き、再審手続きについても改革し、現行の関連制度に焦点を当てて改革を行うべきと考える。例えば、もう一步進んで第二審の審理範囲を明確にし、再審請求の条件を厳格にし、当事者による再審申し立ての事由を原審の人民法院が事件の審理について手続き上のミスが存在した場合のみに限定すべきである。他方で、我々は、民事裁判、刑事裁判及び行政裁判がともに人民法院の裁判活動であるため、誤って刑事裁判や行政裁判における関連制度を民事裁判方式改革の中で借用することができると考えてはいけなйдらう。例えば、ある人民法院は、刑事訴訟における予審の概念を借用して、民事裁判の正当な手続きの外に「民事予審」手続きを設立した。¹⁴ 民事裁判権の対象は民事紛争である。これは民事裁判権が民事紛争の解決という問題においてその効能上、仲裁権及び民間調停権と同様であることを意味する。したがって民事裁判方式改革の中でいかに上述の三者の関係をよく調和するかについて考慮すべきであり、

いかに民事裁判権の作用を十分に果たすと同時に仲裁権、民間調停権の作用をも十分に発揮するかについても考えるべきであろう。

民事紛争を解決する民事裁判権の終局性は、民事裁判権の第八の特徴である。この特徴は、民事紛争に関して人民法院による民事裁判権の行使で解決された後、いかなる機関と個人にもこの民事紛争に対してその他の方式で解決する権限が無いことを意味する。民事裁判方式の改革は、関連の民事裁判手続きを改革する中で民事裁判権のこの特徴を考慮すべきであろう。例えば、もう一歩進んで再審の条件を厳格にし、強制的に再審申立ての期限を規制し、再審手続きの適用は一回限りと限定する等である。民事裁判権の民事紛争を解決する終局性を強調することは、民事裁判の結果が法的真実ではなく客観的真実を追求すべきであると言う我々の伝統的観念を変えることにとっても、重要な意味があるだろう。

おわりに

以上のことを総括すると、筆者は、民事裁判権の幾つかの基本的特徴から我が国で行われている民事裁判方式の改革の関連問題について初歩的分析をし、関連の諸問題に対する私見を提出した。民事裁判方式改革の中で存在する問題について民事裁判権の角度だけで検討する事は、言うまでもなく不十分である。しかし、このような視点は、確かに非常に重要であろう。何故ならば、それは民事裁判における最も核心でかつ基本的問題についての議論を通じて人々が民事裁判方式改革における各方面の問題に関して更なる検討を啓発することができるからである。これも筆者が本稿を書く出発点とその帰結である。

- (1) 景漢朝『審判方式改革実論』、人民法院出版社、一九九七年、三頁。
- (2) 趙焯「当今兩大訴訟結構的特質及価値」『外国法学研究』一九九三年第二期、張衛平「当事者主義及職權主義」『外国法学研究』一九九三年第一期、田平安「我国民事訴訟模式構築初探」『中外法学』一九九四年第五期、蘇力「関与對抗的の几点法理学和法社会学思考」『法学研究』一九九五年第四期。
- (3) 前掲注(1)一一七頁。
- (4) 劉家興『民事訴訟法教程』北大出版社、一九九四年、八七頁。
- (5) 謝輝『価値重建与規範選択』山東人民出版社、一九九八年、二頁。
- (6) 日本の最高裁判所が一九九九年一月に提出した報告書…二十一世紀司法制度に対する思考—司法制度改革に関する最高裁判所の基本的視点を参照。
- (7) 王利明『司法改革研究』法律出版社、二〇〇〇年、三三一頁。
- (8) 前掲注(1)。
- (9) 『人民法院五年改革綱要』第八條。
- (10) 「改革民事審判方式新举措」『人民司法』一九九三年第三期。
- (11) 江偉『中国民事訴訟法專論』第九章、中国政法大学出版社、一九九八年、王亞興「論民事、經濟審判方式改革」『中国社会科
学』一九九四年第一期。
- (12) 通説によれば人民法院が調停を行うことは、人民法院による裁判権の行使である。前掲注(1)二〇二～二〇三頁。
- (13) 前掲注(7)。
- (14) 前掲注(7)。

【付記】

本稿は潘劍鋒氏（北京大学法学院助教）が九州大学法政学会主催により二〇〇〇年七月一七日に九州大学大学院法学研究院大会議室で行った講演の翻訳である。なお、本稿の翻訳に際して民事訴訟法の専門用語の日本語訳などについて九州大学大学院法学研究院の川嶋四郎教授から多大な御協力及び貴重な御教示をいただいた。心より御礼を申し上げる。